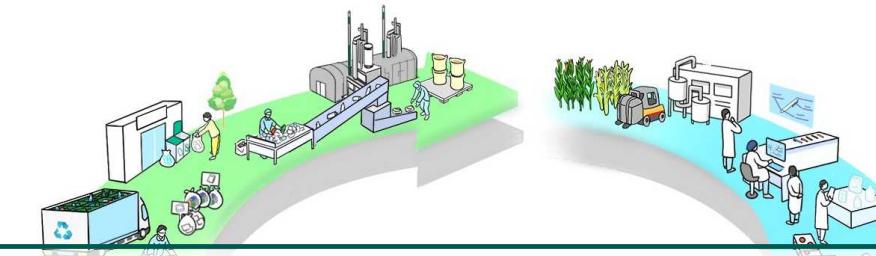


＜先進事例紹介①＞

「プラスチック資源循環の推進について」

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課
容器包装・プラスチック資源循環室

瀬口 晟之



プラスチック資源循環の推進について

～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における取組み～



2026年1月19日(月)
環境省 環境再生・資源循環局資源循環課
容器包装・プラスチック資源循環室



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化する必要がある**。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ●製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 ＜付け替えボトル＞	
販売・提供	【使用の合理化】 ●ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 ＜ワンウェイプラスチックの例＞	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ●プラスチック資源について、市区町村による容り法ルートを活用した再商品化を可能にする。容り法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ●市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜プラスチック資源の例＞	【製造・販売事業者等による自主回収】 ●製造・販売事業者等が製品等を 自主回収・再資源化する計画 を作成する。 ➢主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ●排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ●排出事業者等が 再資源化事業計画 を作成する。 ➢主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

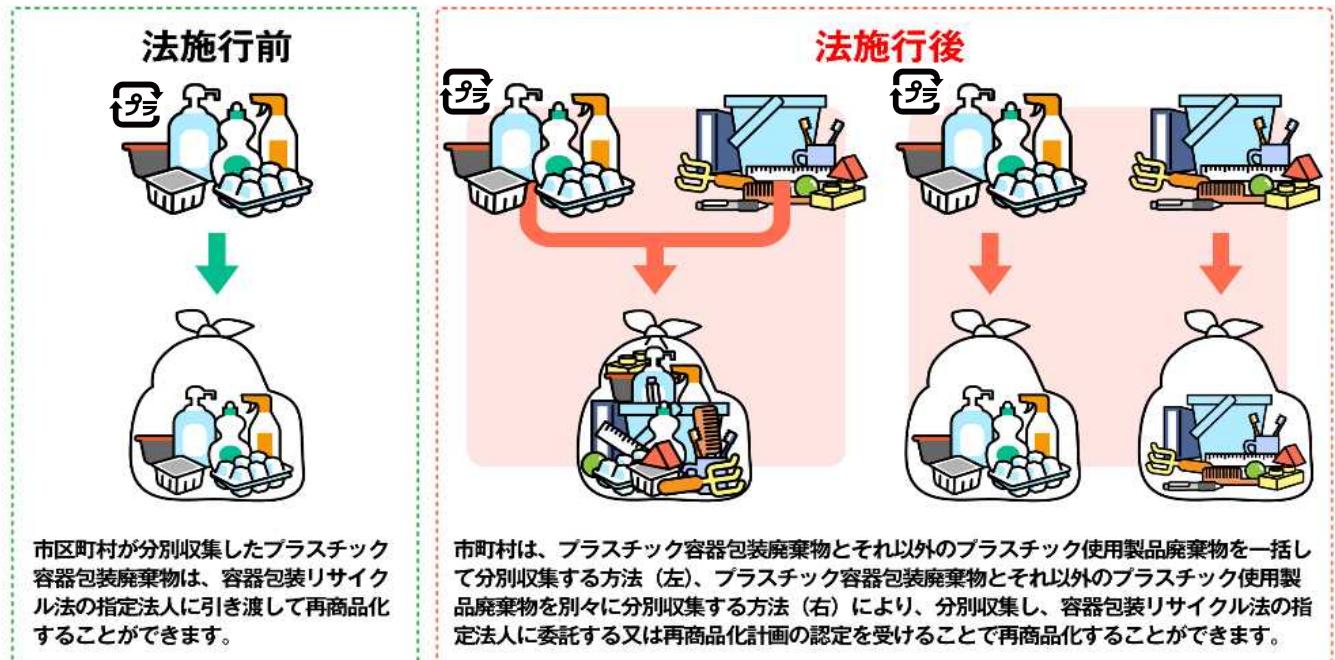
↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



容器包装リサイクル法の
指定法人へ引き渡すことで
再商品化を実施

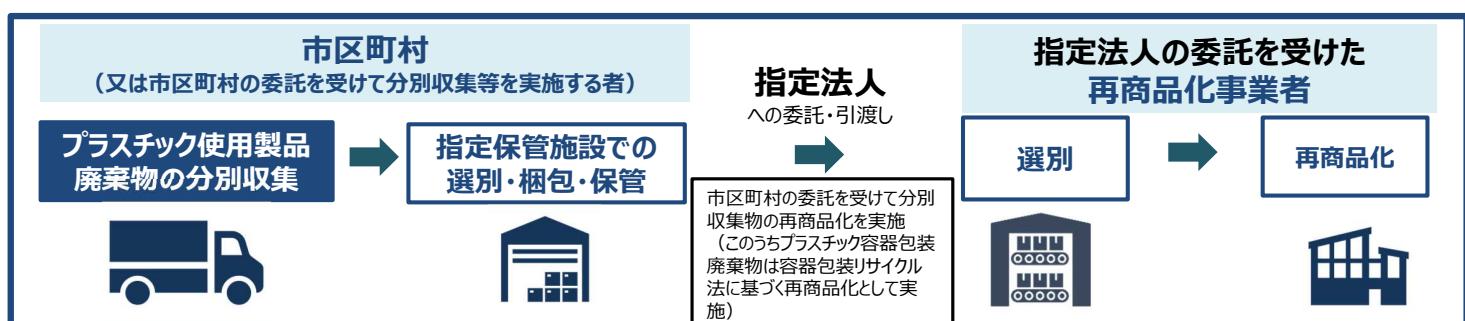
容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

3

プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

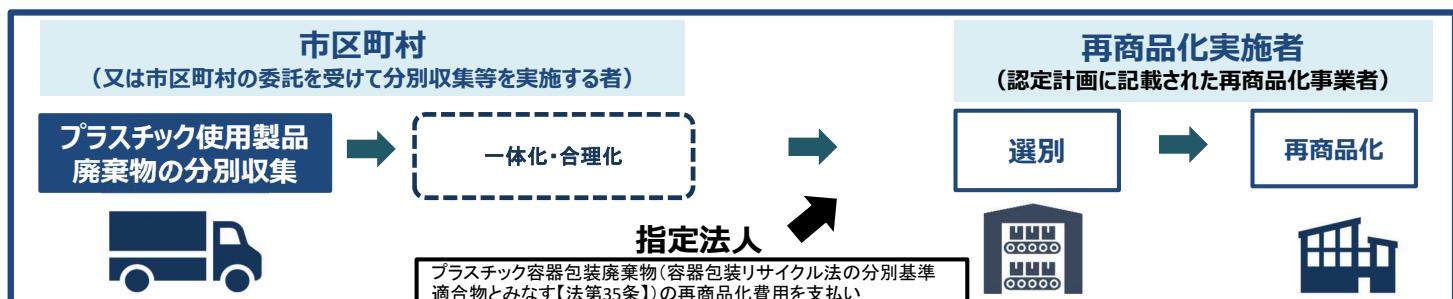
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は分別収集物の基準及び手引きに従って分別収集・再商品化する必要がある。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



市区町村は再商品化計画の認定申請の手引きに従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要がある。

4

容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）と認定再商品化計画に基づきリサイクルを行う方法（第33条）の主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	(参考) 法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	適用されない（リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（=再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 <u>市区町村が決定</u> する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（当面の間）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たさない場合がある

5



令和7年度までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する地方公共団体数及び量

（令和7年4月7日：日本容器包装リサイクル協会発表）

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
北海道	8	3,653
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	2	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	5	2,444
東京都	31	38,160
神奈川県	12	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	25	6,633

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
岐阜県	1	9
静岡県	5	1,738
愛知県	20	34,204
三重県	1	1,200
京都府	3	3,660
大阪府	2	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	7	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	4	1,302
合計	156	187,321

※地方公共団体数は、市町村及び組合を含む値であり、構成市町村の総数は201自治体となる。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

再商品化計画の認定事例について（第33条）

市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31～ (2年6か月)	1,424	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	10	石川地方生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	5,394
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26～ R9.3.31～ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	309
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1～ R9.3.31～ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	194
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	896	合計	31件	84,719
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	143			

※量(㌧/年)：再商品化計画期間平均値

令和7年度再商品化計画認定事例について（第33条）

市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)
静岡県伊豆市 (R7.10.10)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	53	熊本県人吉市 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	157
東京都墨田区 (R7.10.20)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	1,956	京都府船井郡 衛生管理組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	460
東京都荒川区 (R7.10.20)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	1,308	泉北環境整備 施設組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	1,046
東京都練馬区 (R7.10.20)	R8.10.1～ R11.3.31～ (2年6か月)	2,928	埼玉県志木地区 衛生組合 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	111
静岡県菊川市 (R7.10.31)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	439	富山県新川広域圏 事務組合 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	422
宇和島地区 広域事務組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	25	岐阜県飛騨市 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	171
広島県吳市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	1,900	宮城県仙台市 (更新) (R7.11.27)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	14,560
兵庫県西宮市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	3,907	神奈川県横須賀市 (更新) (R7.10.23)	R8.4.1～ R9.3.31～ (1年間)	2,249
滋賀県甲賀市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	191	富山地区広域圏 事務組合 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	2,723
大分県豊後大野市 (R7.12.2)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	196	合計	19件	119,520

※量(㌧/年)：再商品化計画期間平均値

プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる容器包装については、容り法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日に施行し、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化に要する経費について特別交付税措置を講じている。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村（又は委託業者）

分別収集



選別・梱包・保管



リサイクル事業者

運搬



再商品化

特定事業者が費用負担

普通交付税措置

プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)

市区町村（又は委託業者）

分別収集



選別・梱包・保管



リサイクル事業者

運搬



再商品化

特別交付税措置

- 市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して特別交付税措置

$$\text{算定式(例)} \quad (A \text{ t} \times 8.8 \text{ 万円/t}) + (B \text{ t} \times 6.4 \text{ 万円/t}) \times 0.5$$

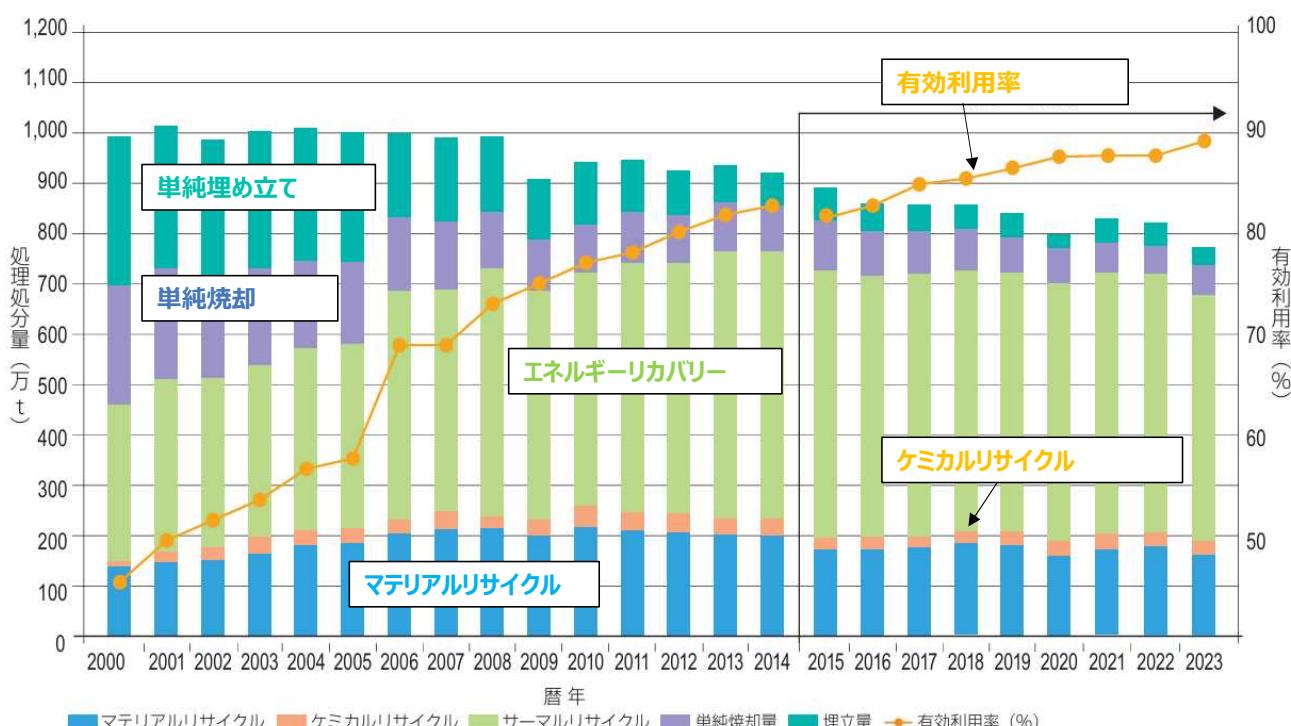
市町村の製品プラスチック分別収集量 (トン)
分別収集の標準的な単価
市町村の製品プラスチック再商品化量 (トン)
再商品化の標準的な単価

9

廃プラスチックの総排出量・有効利用／未利用量・有効利用率の推移



- 日本のリサイクル量は年々増加し、単純焼却、単純埋立量は減少し、単純焼却、単純埋立の合計量は、全体の11%。
- 2023年の有効利用率は89%。



交付金制度の概要

■ 交付金の交付

- 市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を行う計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

■ 交付対象施設

- マテリアルリサイクル推進施設（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等）
- エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等）
- 最終処分場
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 等

■ 交付率

- 交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

要件化について

プラスチック資源循環法を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援する仕組みとした。

■ 要件

プラスチック資源循環法に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること又は地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと。

■ 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く。）

■ プラ分別の範囲

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること。

■ 要件適用のタイミング・経過措置

プラスチック資源循環法の施行日（令和4年4月1日）から適用。

ただし、施行日までに環境大臣に提出された地域計画に基づく事業には経過措置を適用。

再商品化計画実施後の状況調査結果

令和7年7月

I 調査概要

令和7年6月現在で、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第33条第1項に基づく再商品化計画の認定自治体に対して、再商品化計画実施後の状況を調査したもの。

2 調査目的

令和8年度以降にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化計画を検討している自治体への働きかけを目的としたもの。

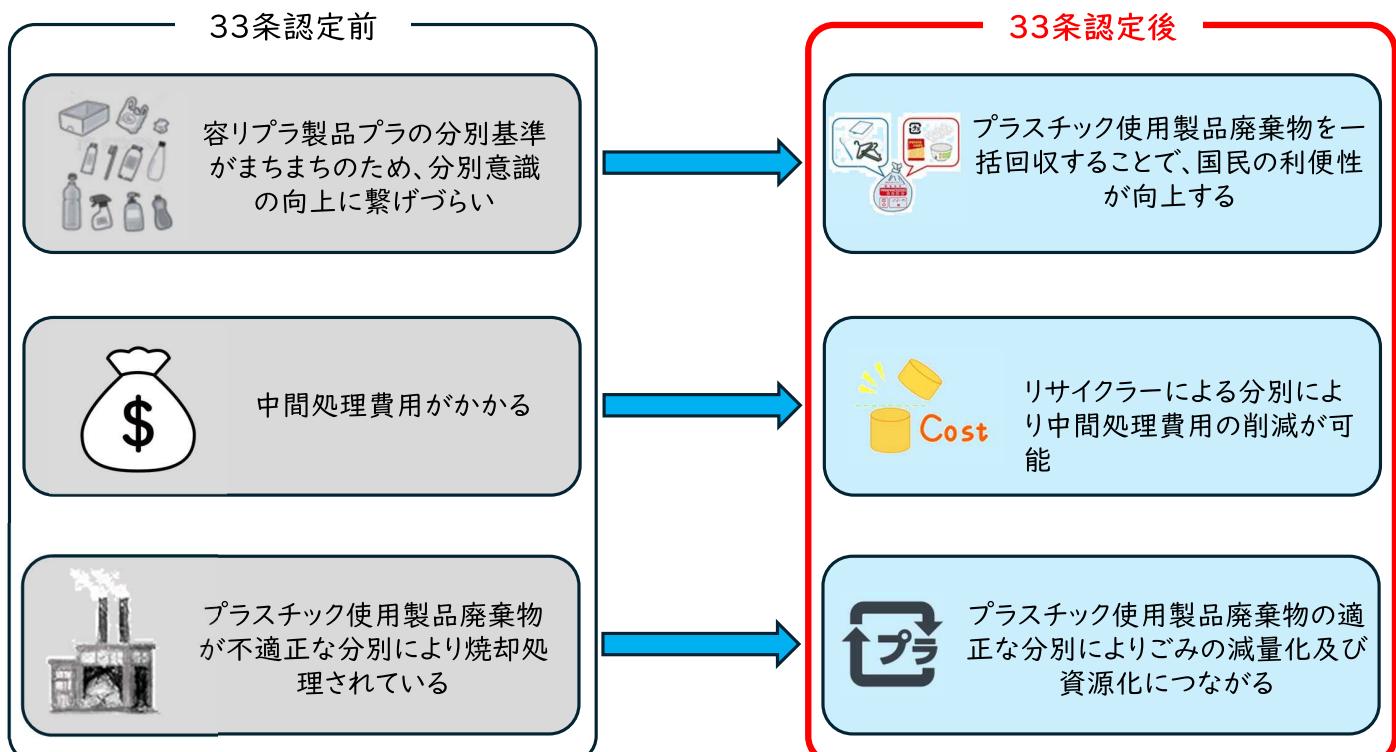
3 調査対象自治体

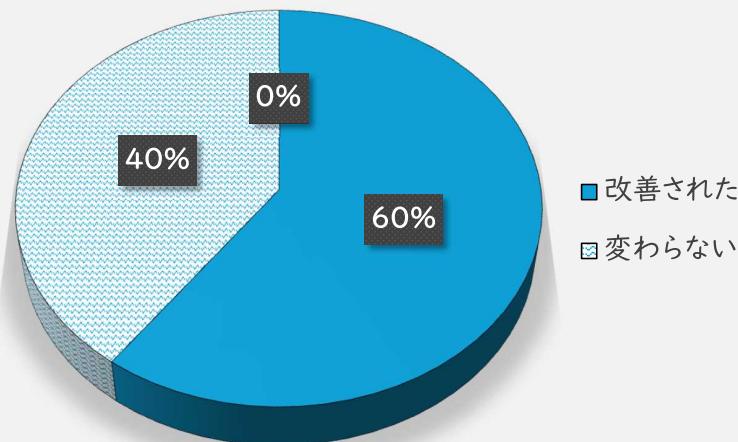
調査対象自治体は、次のとおり（全31団体）。

宮城県仙台市、愛知県安城市、神奈川県横須賀市、富山県高岡市、富山地区広域圏事務組合、京都府亀岡市、砺波広域圏事務組合（砺波市、南砺市）、岐阜県輪之内町、東京都新宿区、愛知県岡崎市、岩手県岩手町、福岡県北九州市、三重県菰野町、大阪府堺市、京都府京都市、三重県津市、佐賀県江北町、岐阜県羽島市、富山県射水市、鳥取県琴浦町、愛知県岩倉市、秋田県大仙市・美郷町、長野県安曇野市、石川地方生活環境施設組合、神奈川県川崎市、愛媛県西予市、大阪府大阪市、富山県小矢部市、神奈川県藤沢市、東京都大田区、岡山県岡山市

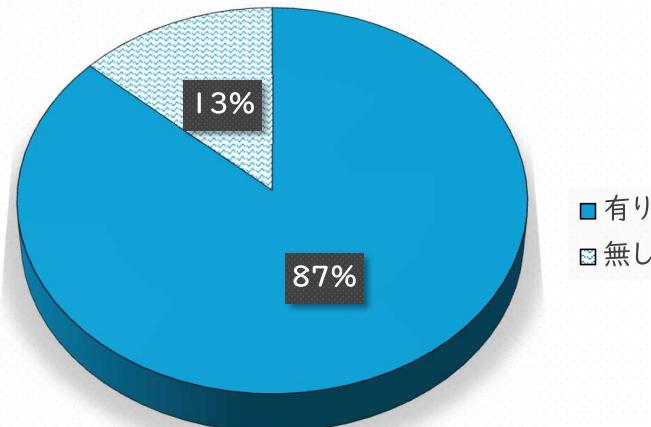
まとめ

プラ法第33条を活用することでのメリット・デメリットは存在するが、国民の分別意識や利便性の向上による、ごみの減量化及び資源化は促進されます。



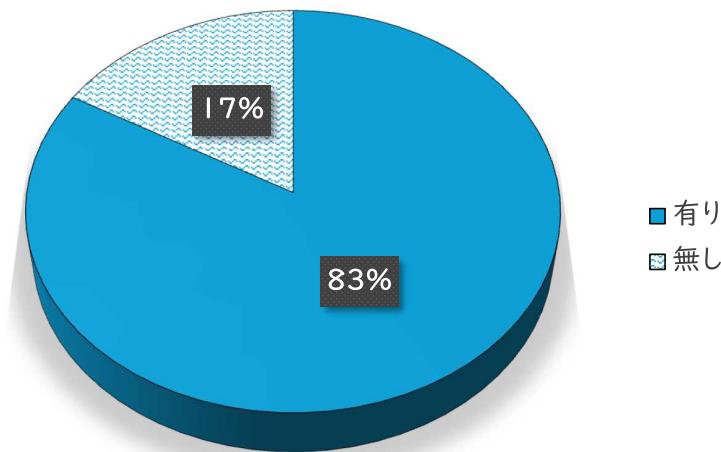
**改善された主な理由**

- 家庭ごみ(可燃ごみ)量が減少する中で、プラスチック資源量が増加したため、市民の分別は改善されたと考える。
 - 「プラスチック資源」の収集量が増加し、製品プラスチックの割合が増加していることや、分別変更開始直後よりも対象外品目の混入が若干減少していることから、分別の定着が進んでいると考えられる。
 - 従来、プラスチック容器包装と高分子ごみ(製品プラスチック)で分別していたところ、一括回収によってまとめて廃棄できるようになり、市民の利便性が向上した。
 - 燃やすごみが大幅な減少傾向となる中で、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収量は増加しており、市民の分別は促進されたと判断しています。
 - プラスチックの分別がわかりやすくなり、回収量が増加した。
 - 認定に先駆けて、令和6年1月からプラスチック類の一括回収を実施。
- 一括回収以前(R5.1～12)と以後(R6.1～12)の1年間のプラスチック類の回収量を比較すると、約409トン(約20%)増加したため。

**メリット有りの主な理由**

- 事業者の処理工程に応じて、受け入れ品質を多少調整できるようになった(ある程度汚れプラでもOKなど)。
- 再商品化事業者で破袋・選別を行うことで、市で行う中間処理が軽減(圧縮・梱包作業のみ)され、中間処理事業者(委託先)の確保に繋がった。
- 再商品化費用について、独自ルートの容リプラ分全額負担していたものが、認定ルート化により特定事業者負担分のコストが軽減された。
- 再商品化実施前、製品プラスチックはサーマルリサイクルが行われていたが、再商品化計画実施により9割近く再商品化することができるようになった。
- 法第32条(容リ協会ルート)に比べて、中間処理を再商品化事業者で実施しており、費用面でコスト減されている。

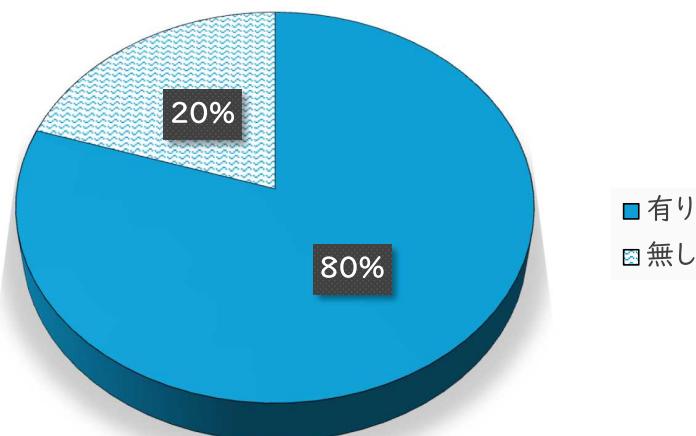
(3) 再商品化計画実施に伴うデメリット(コスト面等)の有無。またその理由をご記載ください。



デメリット有りの主な理由

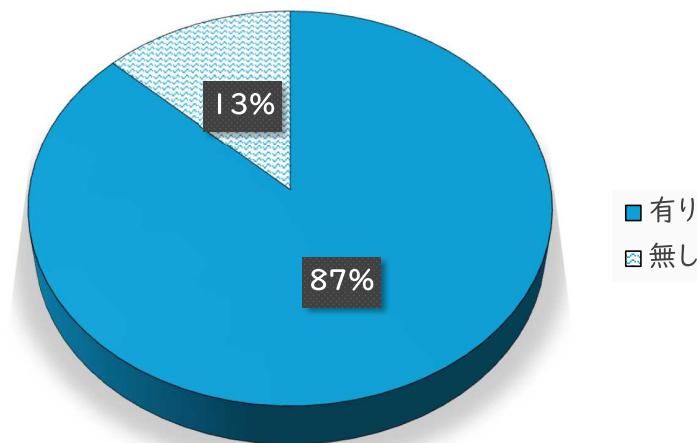
- 再商品化計画制度では、分別収集物の品質調査や再商品化製品の品質検査を自治体が実施する必要があるため、再商品化経費以外の経費負担が増える。
- 再商品化に係る事務作業量及びコストが増加。
- 製品プラスチックの分別を開始したことに伴い、収集車両を増車し、コストが増加したため。
- 特別交付税による措置はあるものの、製品プラスチック分の再商品化委託料については、すべて自治体負担となるため、財政負担は大きい。
- 近隣に中間処理及び再商品化の両方を行える再商品化事業者が少なく、中間処理工程の一体化・合理化を図ることが必ずしもできていないこと、また、自治体間で再商品化事業者の取り合いになる状況が生じている。
- 近県での再商品化事業者がおらず、資源物の再商品化するための費用(輸送費等)がかかってしまう。

(4) 再商品化計画実施に際して苦労した点の有無。またその理由をご記載ください。



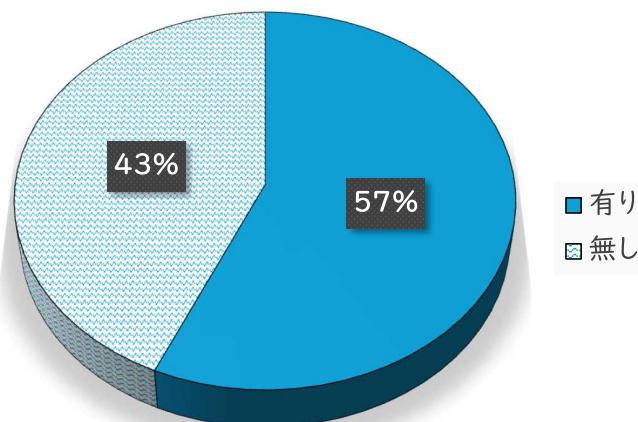
苦労した点の主な理由

- 容認ルートとは異なり、施設トラブル発生時等には、再商品化計画申請者である認定自治体が、責任をもって管轄官庁と調整を行う必要があるなど、業務負担が増えた。
- 再商品化事業者が新規事業者であったため、再商品化計画の策定や再商品化の実施等が当初の予定通りに進められないことがあった。
- 住民説明会やチラシ配布などの周知啓発。大臣認定申請に係る調整及び多量の提出書類の確認。
- 再商品化計画の提出までに環境省と経済産業省との書類の調整にかなりの時間を要する。
- 分別収集の開始に当たり、収集事業者との業務量イメージの共有に苦慮している。(どの程度の収集量、再商品化施設までの運搬頻度などが把握できない)
- 再商品化計画の認定事例が少なかったため、先行事例の情報収集が難しかったことや再商品化事業者との調整や協議。



課題有りの主な理由

- プラスチック一括収集の開始に伴い、「プラスチック資源」への充電式電池使用製品の混入が増加した。
- 回収量の増に向けた、回収頻度の検討（現在は月4回）、回収ルールの見直し（現在は最長辺50cm、100%プラ製）。
- 再商品化商品の品質検査を受託していただける事業者が少なく、事業者の確保に苦労した。再商品化事業者が作成する生産管理月報等の内容確認についても、指定法人との認識の相違が無いように細心の注意を払う必要があるため、複数人で確認を行う等の労力を費やしている。
- 収率を確保するまでの業者との協議。
- 必要書類の確認方法等、認定計画との整合や委託監理を通じて行うこと前提に、業務の効率化。
- 再商品化製品の品質検査を実施する専門の測定機関の委託先について、事業者がいない。
- 再商品化計画に複雑であるため区民周知が難しい。
- 再商品化計画認定申請時に見込んでいた量の見込みに対し、現時点で実績量に乖離がみられること。



想定（期待）していたことと異なる点の主な理由

- リサイクル事業者が新規事業者で経験不足だったこともあり、処理能力に適さない量を指定法人ルートから引き受けてしまい、本市の再商品化計画での処理が予定通り実施できない等の影響があった。
- 再商品化開始前のごみ組成調査から推測された値よりも低い分別率となっている。
- 回収量、マテリアルリサイクルの見える化等については、想定通り。想定外だったのは、思いの外、発火事故が少ないと。
- 想定外の再商品化事業者の処理施設の不良、設備改善工事、設備点検等のため、再商品化計画どおりの再商品化処理ができず、より処理コストの高い再商品化事業者への処理を依頼せざるを得なかつたり、事前選別の追加により中間処理コストが増大したりしており、当初想定したよりもコスト面のメリットは大幅に縮小しています。
- 容器包装プラ、製品プラの処理委託料は容リ協の近隣自治体落札単価に影響されず、再商品化事業者独自の設定単価が適用できると考えていた点。（容器包装プラは溶リ協落札単価と同等の設定が必要だった点）
- 容リ協（製品プラ）に対する応札額が昨年より低下し、再商品化計画における単価を下回っている。

アドバイスの主な内容

- リサイクル事業者を選定する際は、事業者の経験や能力、強み等を十分に確認し、想定通りに政策を実施できるのかをなるべく具体的にイメージして選定すると良い。(実際に計画が動き出してからの軌道修正は難しいこともあるため。)再商品化計画制度では、自治体の責任においてリサイクルを行うため、リサイクル事業者と密に連絡を取り合い、再商品化の実施状況等、情報共有を行うと良い。
- 排出されるものは多種多様であり、実施に向けては、再商品化事業者等と十分な調整を行うことが重要。
- オンラインでの再商品化認定申請が実装されれば、関係省庁との調整も簡素化されると思います。
- 再商品化事業者と綿密な打ち合わせを行い、認識の相違がないようにすること。分別方法や対象物などについて、住民周知を丁寧に行うこと。補助金の用件や対象経費について事前に確認すること。
- 再商品化計画の提出までにかなり時間がかかる可能性があるので環境省への相談は早めに。
- 廃プラをどのようにリサイクルするかについては、最初から幅広で考えておくと後に軌道修正がしやすいと思います。(本市の場合、マテリアルリサイクルありきで協力事業者を募ったため、事業展開が限定的となり苦労しました。)
- プラスチック容器包装廃棄物のみでも申請ができるため、分別収集を行っている場合は、大きな費用対効果が得られる。循環型交付金の要件に合致しているか事前に確認しておくこと。
- 再商品化処理計画の安定的な実施にあたっては、十分な実績や処理能力を有する中間処理事業者及び再商品化事業者の事前確保が必要不可欠です。計画実施中には不慮の事態で処理が停滞・ストップするような事態が生じる可能性があり、その際のリスクヘッジが必要です。そのような事態が生じることをあらかじめ予測したうえで、慎重に再商品化計画を策定・実施されるようアドバイスさせていただきます。
- コストと手間が必要なので取り組む場合は自治体としてのコンセプトを明確にして取り組んだほうがいい。
- 直営で中間処理を行っている場合は、プラントが製品プラスチックを梱包できるかメーカーと事前に実証を行った方がよい。
- 早くから国の地方環境事務所及び再商品化実施予定者に相談し、準備を進める。また、可能であれば見込量の算出根拠として実証試験等を行うとよいと思います。
- 再商品化事業者とは事前に綿密な調整をした上で、費用対効果等については中長期的な見通しを立てたほうが良い
- 認定取得の準備期間を十分に確保し、事業者と綿密に調整しながら認定計画を作成することが重要です。

＜先進事例紹介③＞

「仙台市における製品プラスチック一括回収・
リサイクルの取組について」

仙台市環境局資源循環部資源循環企画課

課長 高橋 友貴

仙台市における 製品プラスチック一括回収・ リサイクルの取組みについて



令和8年1月19日
仙台市 環境局 資源循環企画課

もくじ

- 1 仙台市の概要
- 2 認定再商品化計画によるリサイクル
- 3 製品プラスチック一括回収・リサイクル開始後の状況
- 4 リサイクルの「見える化」
- 5 今後の方針性



1 仙台市の概要

1 仙台市の概要

まちづくりの理念

挑戦を続ける、新たな杜の都～“The Greenest City”SENDAI～



人口 1,094,799 人

世帯数 556,479 世帯

面 積 786.35km²

(令和7年10月1日現在)

人口動態(令和6年)

転入:64,643人 転出:62,009人

- 市域は、東は太平洋から西は奥羽山脈までの広がりを持つ
- 豊かな自然と都市機能が調和した「杜の都」として親しまれる



仙台城址 伊達政宗公 騎馬像



仙台平野に広がる市街地



定禪寺通のケヤキ並木



市街地を流れる清流・広瀬川

1 仙台市の概要 ~環境施策~

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)(令和3年3月議決)

目指す環境都市像

杜の恵みを活かした、持続可能なまち

環境都市像の実現に向けた取組み

脱炭素都市
づくり

自然共生都市
づくり

資源循環都市
づくり

快適環境都市
づくり

行動する人づくり

世界的に喫緊の課題である地球温暖化対策やプラスチック等の資源循環に本市が率先して取り組むことで、「杜の都」のブランド向上を図る

4

1 仙台市の概要 ~ごみの分別方法~

プラスチック
資源



週1回 有料 リサイクル



容器包装プラスチックは、平成14年度より実施

缶・びん・
ペットボトル、
廃乾電池類



週1回 無料 リサイクル

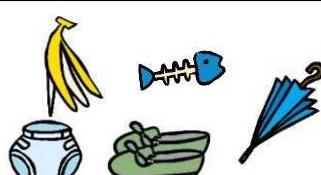
令和4年7月からリチウムイオン電池等を収集

紙 類



月2回 無料 リサイクル

家庭ごみ



週2回 有料 焼却

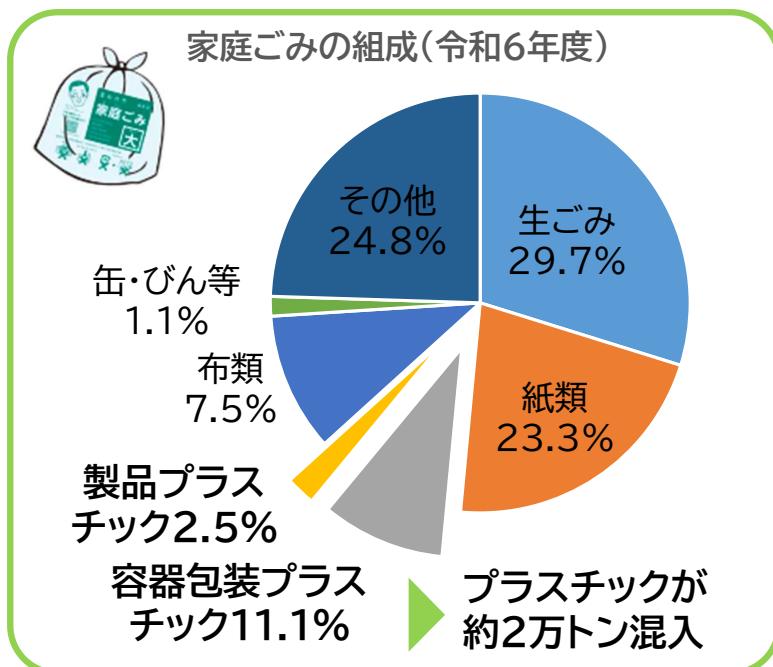


※ 粗大ごみ(概ね30cm以上)は、有料で戸別収集

資源となるものを分けて、資源化に回せないものを「ごみ」として出す

5

1 仙台市の概要 ~ごみの分別・処理状況~



プラスチック資源
(令和6年度)

資源化量(13,111トン)



家庭ごみへの混入量が、
資源化量を
上回っている状況よ



ケミちゃん

- 一層のごみ減量・リサイクルに向けては、市民にとって分かりやすい仕組みづくりが重要
- 廃棄物の焼却処理での温室効果ガス排出量の約8割を占める、プラスチックごみの焼却を削減することは、「脱炭素都市づくり」にも貢献

6

1 仙台市の概要 ~プラリサイクル推進の背景~

都市ブランドの向上

- ✓ プラスチック資源循環に先駆的に取り組むことで、「杜の都」のブランド向上を図る

脱炭素都市づくり

- ✓ 「脱炭素の推進」に向けては、廃棄物の焼却処理での温室効果ガス排出量の約8割を占めるプラスチックごみの全量リサイクルを目指すべき

さらなるごみ減量・リサイクル

- ✓ 市民が「迷わない出し方」の構築が必要
- ✓ 地域でのリサイクルを推進すべき
(市がリサイクルに直接関与すべき)



製品プラスチック一括回収・リサイクルの実施へ

7

2 認定再商品化計画によるリサイクル

2 再商品化計画～家庭系プラに関する法制度～

(1)役割分担

	分別収集・選別	再商品化(※)
	容器包装プラスチック	製造事業者等(日本容器包装リサイクル協会)
	製品プラスチック	市区町村 市区町村(日本容器包装リサイクル協会へ委託も可)

※ 新たな製品の原料・部品をつくる。
又はそのまま製品として使用すること

(2)大臣認定の再商品化計画によるリサイクル

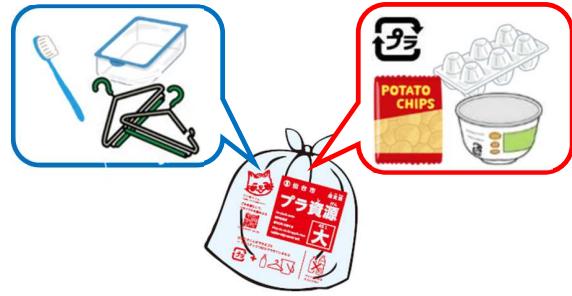
再商品化計画について環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けると、
市区町村が、自ら、容器包装プラスチック及び製品プラスチックを
まとめて再商品化できる

2 再商品化計画～実証事業～

(1) 実証事業の概要

目的

- 排出される製品の量や種類の把握
- リサイクルにおける技術的な課題等の検証



実施地区及び期間

- 令和2年度:1地区(約2,800世帯)・1か月間
- 令和3年度:5地区(各区1か所・約8,100世帯)・延べ9か月間

実施内容

- | | |
|--------|--|
| ①一括回収 | <ul style="list-style-type: none">製品プラスチックを、容器包装とまとめて指定袋へ入れ、「<u>プラスチック製容器包装</u>」の収集日(週1回)に回収<u>プラスチック素材100%</u>の製品を対象 |
| ②組成調査 | <ul style="list-style-type: none">回収した製品プラスチックの品目や素材等を調査 |
| ③リサイクル | <ul style="list-style-type: none">小型家電等の不適物を除去後、<u>製品プラスチックと容器包装を混合した状態</u>のまま、物流パレット等へリサイクル |
| ④アンケート | <ul style="list-style-type: none">実施地区の住民を対象に、アンケートを実施 |

10

2 再商品化計画～実証事業～

(2) 実証事業の結果

- | | |
|-------|---|
| 回収量 | <ul style="list-style-type: none">プラスチックごみの回収量は、一括回収前と比べて約12%増加製品プラスチックの割合は、回収量全体の約9% |
| リサイクル | <ul style="list-style-type: none">製品プラスチックと容器包装を一括で処理した場合でも、リサイクルに支障はないことを確認一方リサイクル施設では、構造上、不適物を除去するスペースや設備がないため、<u>選別・圧縮工程の省略</u>は難しく、<u>処理工程は、現状のままでする</u> |
| アンケート | <ul style="list-style-type: none">約8割の方が「分別が分かりやすくなった」、「今後の本格実施を望む」と回答 |



令和5年4月からの全市展開を決断

令和5年1月から一部地域(市内10地区)で先行実施

11

2 再商品化計画 ~計画概要~

製品プラスチック一括回収・リサイクルは、従前のように排出時に容器包装だけを分別するという市民にとっての分かりにくさが解消され、プラスチックのリサイクル推進に資することから、令和5年4月から実施することとした



ワケ猫ちゃん

(1)大臣認定第1号！！

大臣認定の再商品化計画により実施することとし、令和4年9月30日に、環境大臣及び経済産業大臣よりプラスチック資源循環促進法に基づく再商品化計画の認定を受けた

(2)認定申請を行った理由

市が主体的に材料リサイクルの推進や、市民に身近な製品の製造によるリサイクルの見える化などに取り組める

(3)計画期間 令和5年4月1日から3年間

(4)分別収集物の種類及び量

プラスチック製容器包装	13,104t／年
製品プラスチック	1,456t／年

12

2 再商品化計画 ~計画概要~

(5) 再商品化の実施方法(再商品化製品)

材料リサイクル(PE・PP混合減容品、PSインゴットなど)

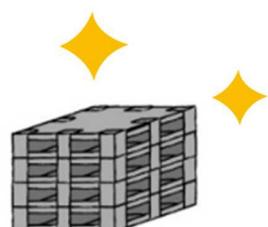


PE・PP混合
減容品



PSインゴット

【※】再商品化製品は、物流パレットの製造などに用いられる



(6) 分別収集物の基準

プラスチック素材100%のもの(容器包装以外は、約30cm以内)

容器包装プラスチック



+

製品プラスチック



13

2 再商品化計画 ~計画概要~

(7) 周知広報

「プラは全部赤い袋へ」のキービジュアルにより、令和5年1月頃から周知広報を集中展開

✓市民説明会等の開催

✓啓発リーフレット等の配布



✓その他

- 地下鉄ドアステッカー(全車両に掲載)・ピラービジョンに動画広告
- インターネット広告(Yahoo!検索・Google検索のバナー広告、LINE広告)
- 新聞広告(全5回)
- ごみ収集車へのマグネットシート掲出 など

14

2 再商品化計画 ~計画概要~

(8) 再商品化事業者

J&T環境(株)仙台事業部

- 同社は、容器包装プラスチックの分別収集開始時より、市の委託により選別・圧縮梱包を行ってきた
- 加えて、日本容器包装リサイクル協会からの委託で、容器包装プラスチックの再商品化も行ってきた



事業者選定
のポイント



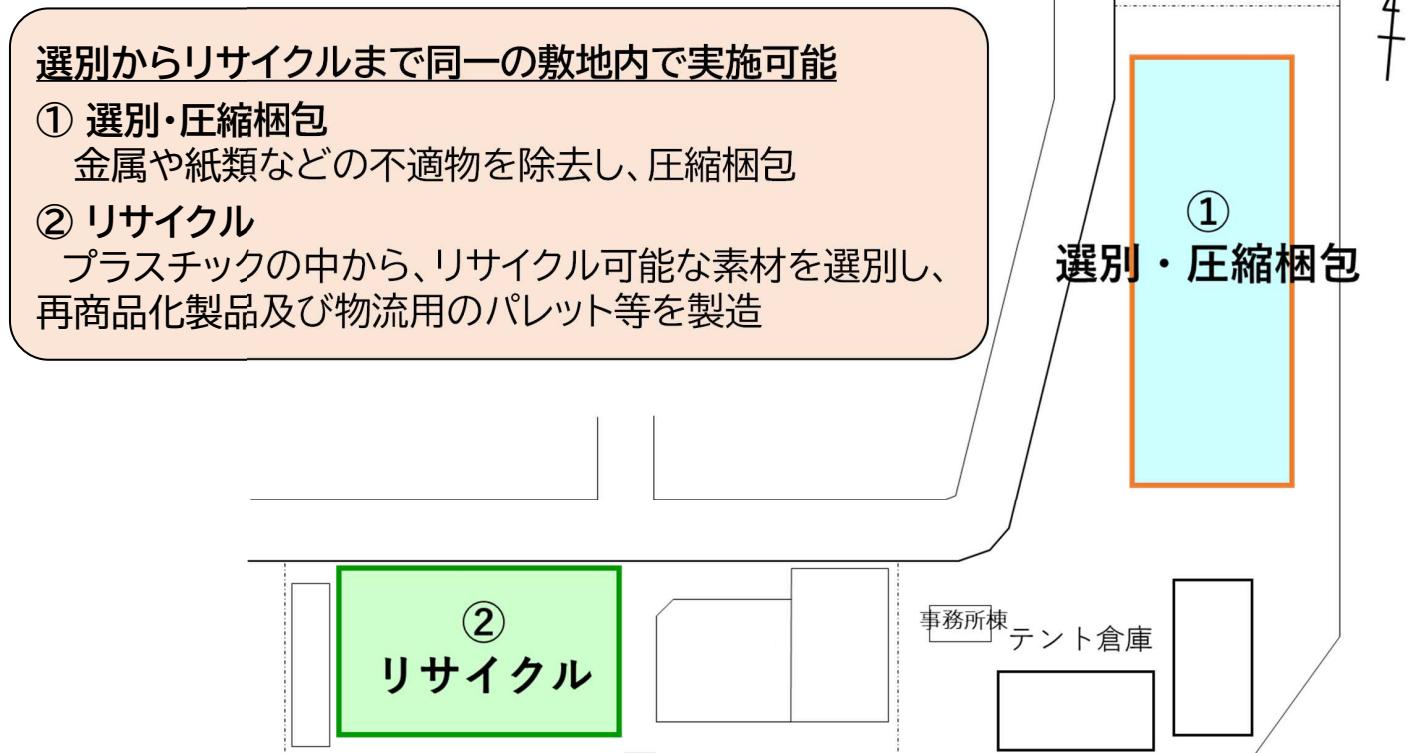
出典:J&T環境(株)資料

- 【実績】長年、本市のプラスチック資源のリサイクルを担ってきた
- 【地域内資源循環】選別・圧縮梱包から再商品化まで市内で行える

15

2 再商品化計画 ~計画概要~

J&T環境(株)仙台事業部 概略図



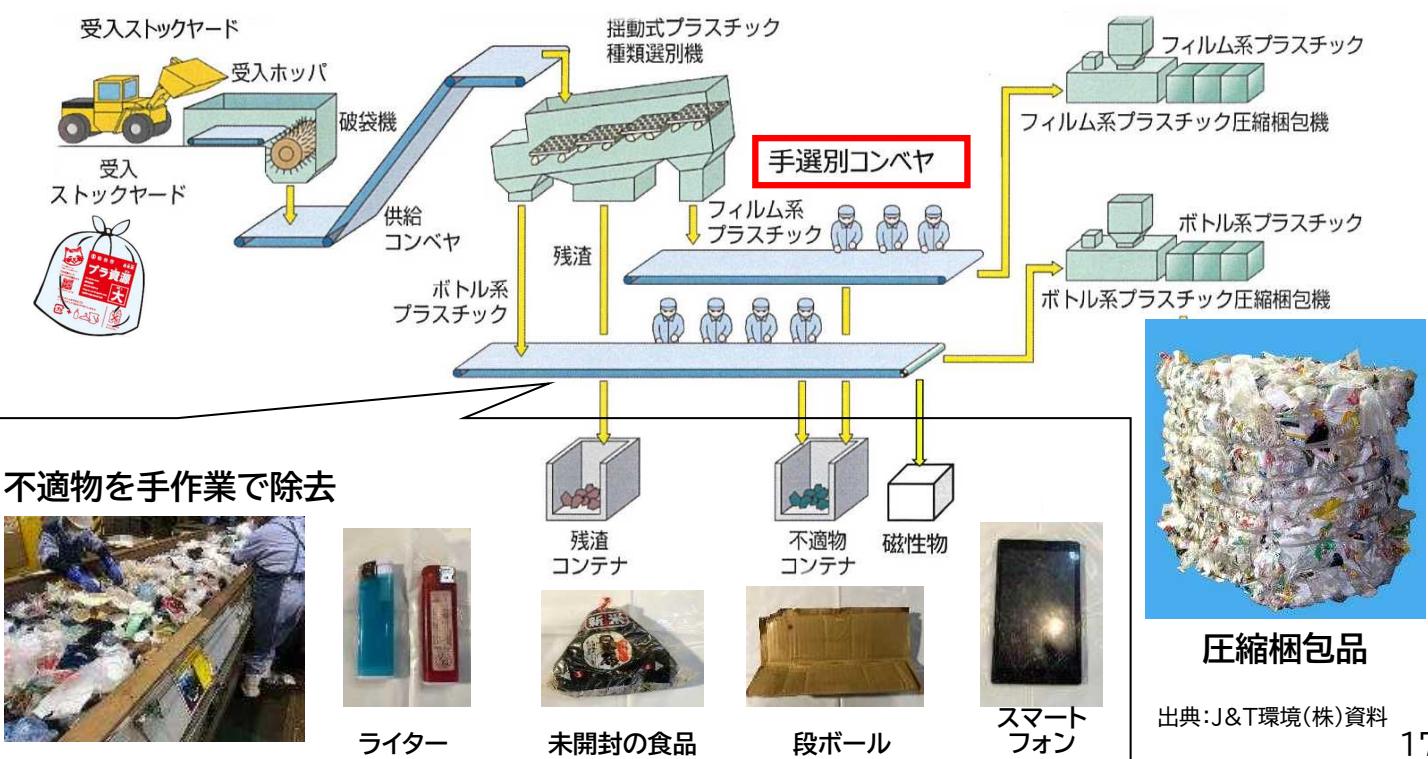
出典:J&T環境(株)資料

16

2 再商品化計画 ~計画概要~

① 選別・圧縮梱包(ベール化)施設

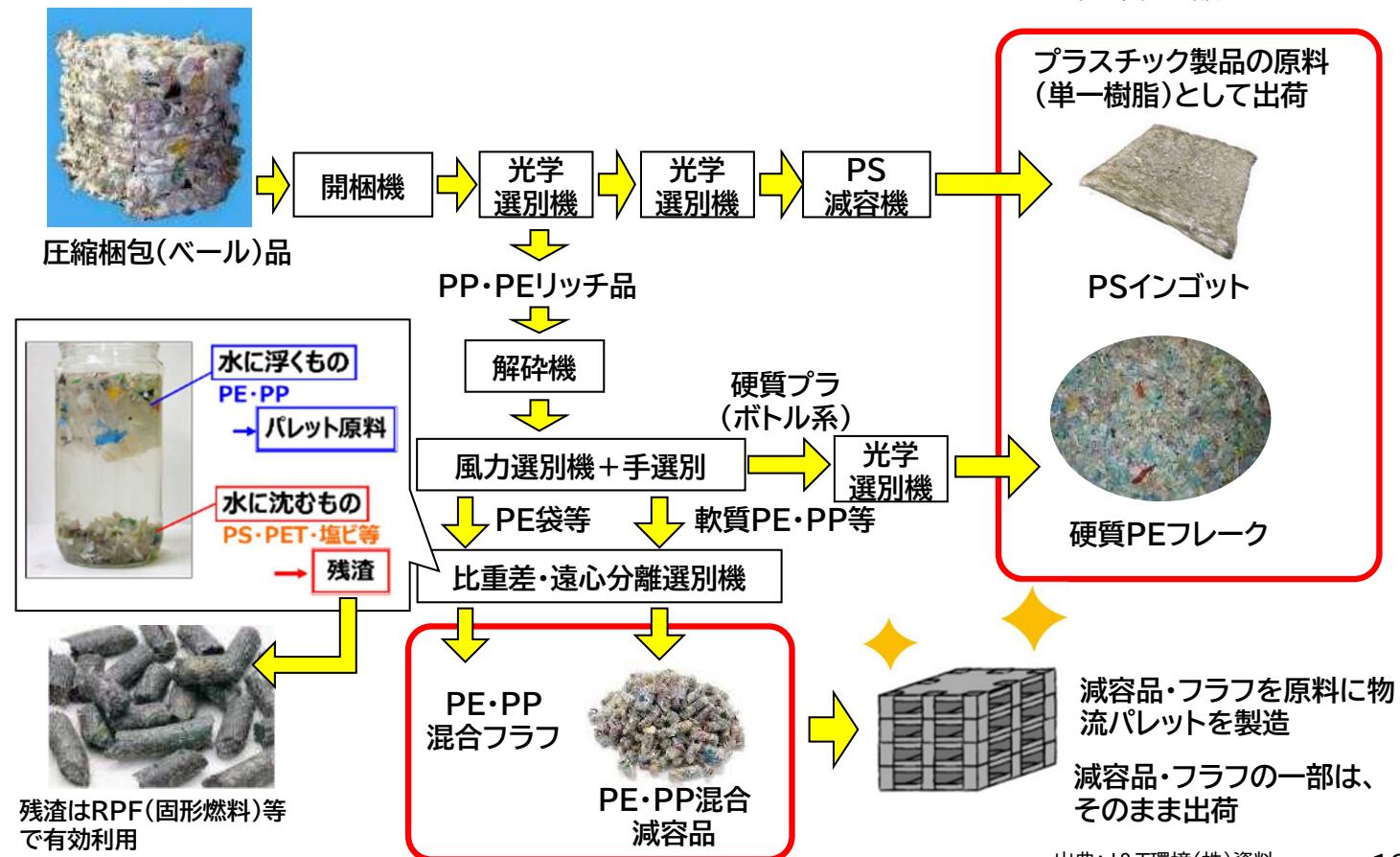
紙類や金属などの不適物を除去してプラスチックのみとした後、
圧縮梱包(ベール化)を行う



2 再商品化計画 ~計画概要~

②リサイクル施設

※フローは模式図であり、実際の工程と異なる部分がある



出典:J&T環境(株)資料

18

3 製品プラスチック一括回収・ リサイクル開始後の状況

3 開始後の状況～成果～

(1)資源化量(令和5年度～)

年度	R5年度			R6年度			R7年度
月	4～9月	10～3月	計	4～9月	10～3月	計	4～9月
資源化量 (前年同期比)	6,863 (+9.6%)	6,606 (+8.9%)	13,469 (+9.3%)	6,734 (▲1.9%)	6,377 (▲3.5%)	13,111 (▲2.7%)	6,578 (▲2.3%)

(参考)家庭ごみ量

年度	R5年度			R6年度			R7年度
月	4～9月	10～3月	計	4～9月	10～3月	計	4～9月
家庭ごみ量 (前年同期比)	88,381 (▲7.6%)	82,144 (▲4.8%)	170,526 (▲6.3%)	87,100 (▲1.5%)	79,654 (▲3.0%)	166,754 (▲2.2%)	84,450 (▲3.0%)
家庭ごみに 占めるプラスチック資源 の割合※	11.6% (▲2.3pt)	12.3% (▲2.7pt)	11.8% (▲2.7pt)	13.4% (+1.8pt)	13.4% (+1.1pt)	13.6% (+1.8pt)	13.3% (▲0.1pt)

※令和4年度の家庭ごみに占める
プラスチック資源の割合は14.5%

(2)製品プラスチックの割合

R5年9月	R6年9月	R7年6月
11.2%	9.7%	11.9%

20

3 開始後の状況～成果～

(3)取組みによる効果(令和6年度)

プラスチック資源(容器包装+製品)を
リサイクルしたことによるCO2削減量の推計値
約29,000トンCO2/年
(約11,000世帯の年間CO2排出量に相当)

(4)事業費

	令和4年度 事業費	令和5年度 事業費	令和6年度 事業費
収集運搬	491百万円	511百万円	526百万円
選別・再商品化	417百万円	506百万円	493百万円
計	908百万円	1,017百万円	1,019百万円
令和4年度との差額		109百万円	111百万円

増加理由

一括回収実施前と比べ、年間約110百万円増加
・収集量の増に伴う選別費用
・製品プラスチックのリサイクル費用



セツコさん

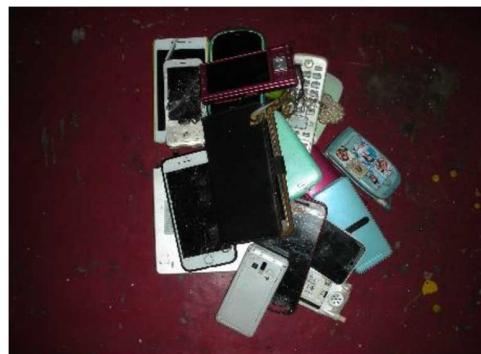
3 開始後の状況～課題～

(1) 不適物の混入状況

顕著な増加はないものの、依然として不適物の混入が見られる



モバイルバッテリー



携帯電話



電池付き製品



鉄アレイ

出典:J&T環境(株)資料

22

3 開始後の状況～課題～

(2) 施設トラブルも発生…

①ブルーシート

小さく折りたたまれて指定袋に入っていたものが
広がって設備にからまる



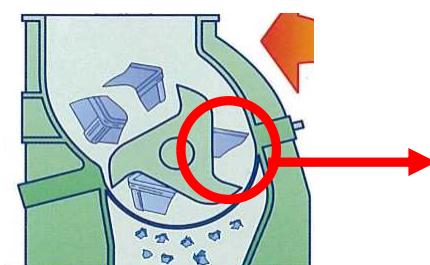
ワケ猫ちゃん

②想定以上に硬いプラ

破碎できず、設備にダメージ



擬木？



破碎機イメージ図



刃が傷んだ設備

出典:J&T環境(株)資料

23

3 開始後の状況～課題～

③汚れプラ

一括回収を機に、「多少の汚れプラ」は排出可能なルールに変更

Q1 汚れは、どこまで落とせばいいの？

A 固形物が残らない程度に、拭き取るか、軽くすすぐ等してから出してください。

チューブ類は、中身を使い切るだけで、出すことができます。

「汚れ」がとれているか否かに関する
感覚は人それぞれであり、
想定以上に汚れているプラの排出が増加

- ・手選別負荷の増加
- ・汚れが付着し、設備トラブルが発生



圧縮梱包機に付着した汚れ

市民への再周知の対応中

出典:J&T環境(株)資料

24

4 リサイクルの「見える化」

4 リサイクルの見える化

(1)さらなるリサイクルの推進に向けて

リサイクルを市が**主体的**に行うことが可能になったので…

材料リサイクルの推進やリサイクルの見える化など、リサイクルの中身について市民、議会などへ説明することが求められる

「見える化」が必要だワン！！

実際、こんな意見が寄せられています

市民に分別をしてもらうためには、身近な製品へのリサイクルを行い、リサイクルを実感できることが必要



ワケタロウ

26

4 リサイクルの見える化

(2)リサイクルプランター

連携 仙台市 + 再商品化事業者

市が、プラスチック資源から製造した原料でプランターを製作。市内11校の小学校において、授業、委員会活動等の場で、ごみや植物をテーマとした学習に活用

⇒子どもたちのごみの分別、リサイクルへの興味・関心を高める



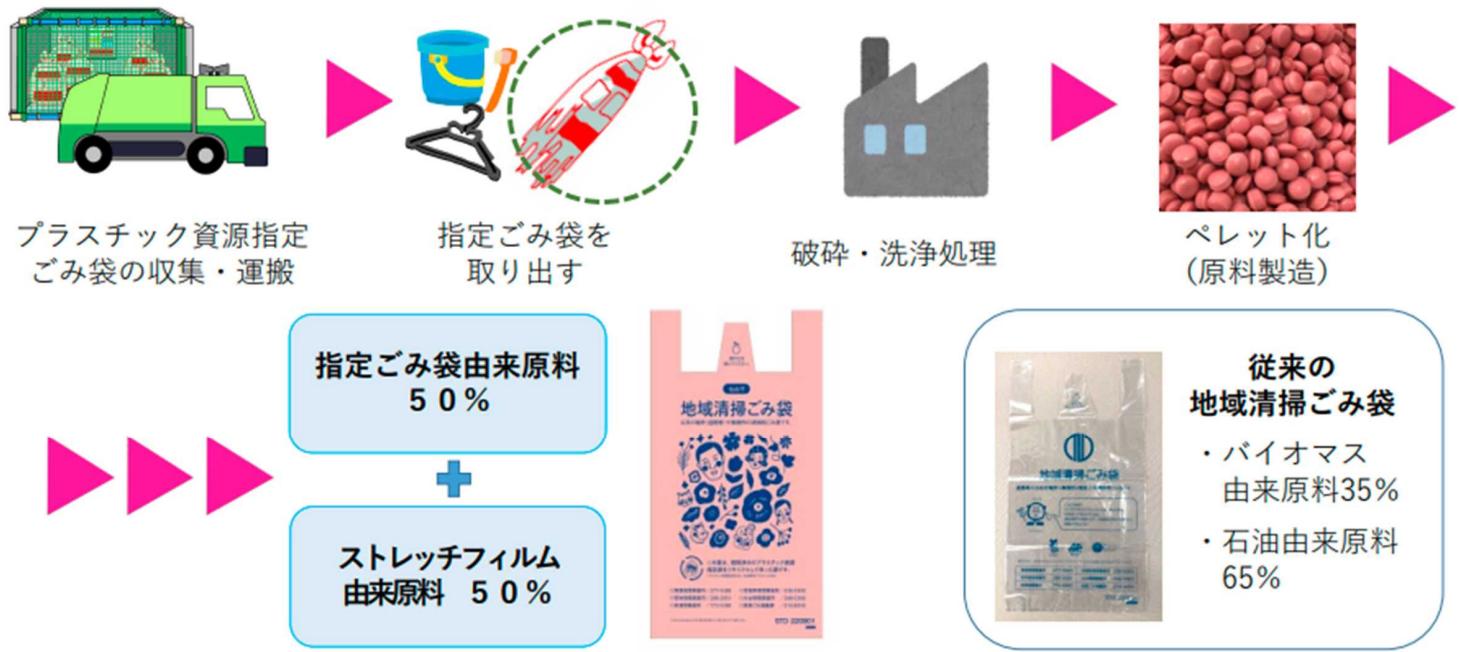
27

4 リサイクルの見える化

(3)ごみ袋の水平リサイクル

連携 仙台市 + 再商品化事業者

これまで焼却していた指定袋を、
地域清掃用(町内会等へ無償配布)のごみ袋へ水平リサイクル



28

4 リサイクルの見える化

(4)リサイクルティッシュケース

連携 仙台市(+再商品化事業者) + 民間企業

製造メーカー・
デザイン会社など

secca.inc(石川県)、石川樹脂工業株式会社(石川県)
及びトルムスイニシエイト株式会社(愛知県)と連携し、
プラスチック資源から製造した原料を使いティッシュ
ケースを商品化。インターネットショップで限定販売

日常に密着した生活用品を通じて市民のプラスチック
ごみへの関心を高める

民間主体で、長く使用してもらえる製品へのリサイ
クルに向けての試験的な取組み



104Lab.シリーズの1アイテム
(製造・販売:石川樹脂工業株)

【参考】

回収したプラスチック資源を活用した、リサイクルティッシュケースを商品化！
(<https://www.gomi100.com/articles/plastic/7357>)

4 リサイクルの見える化

(5)オリジナルグッズ

地域共創まちづくり企業など

連携

仙台市(+再商品化事業者) + 民間企業 + 市民団体

市・アサヒユウアス(株)・(一社)定禅寺通エリアマネジメントの3者協働により、市のメインストリート「定禅寺通」のシンボルであるケヤキの剪定枝と、家庭から収集したプラスチック資源等を混合し、オリジナルタンブラーやガングを製作
⇒イベントで活用するなど、定禅寺通のエリアプランディングに活用



定禅寺通の街路樹剪定枝(チップ)



家庭から出されたプラスチック資源等



オリジナルタンブラーを製作
イベントで活用、飲食店への普及



ジャズフェスの伝統の楽器を再生材で製作
クラファンの返礼品としても利用

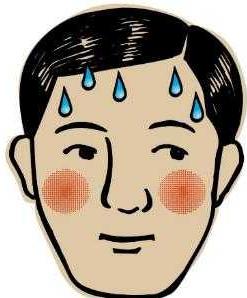
※JSC…JOZENJI STREET CIRCULAR PROJECTを指す

5 今後の方針性

5 今後の方針

(1)リサイクルが困難な状況

- ✓ プラスチックには様々な種類があり、リサイクルが難しいものもある
- ✓ さらに、単一ではなく複合素材によりできている製品もあり、リサイクルが進みにくい要因の一つになっている



フケルくん

製品プラスチックの素材別内訳

素材	割合
ポリプロピレン(PP)	51.6%
ポリエチレン(PE)	11.9%
ポリスチレン(PS)	11.1%
ポリ塩化ビニリデン(PVDC)	13.4%
ポリ塩化ビニル(PVC)	4.7%
ポリカーボネート(PC)	0.3%
その他	4.2%

※ 仙台市の令和3年度製品プラスチック一括回収実証事業での調査結果による

32

5 今後の方針

(2)再商品化製品(原料)の利用拡大

- ✓ 容器包装プラスチックや製品プラスチックには、様々な素材が混在するとともに、劣化防止等のために添加剤が使われているものも多い
- ✓ しかも、食品の汚れがついているものもある

再商品化量は、
廃棄物処理量の5割

再商品化製品は、
主に物流パレットの
製造に用いられる

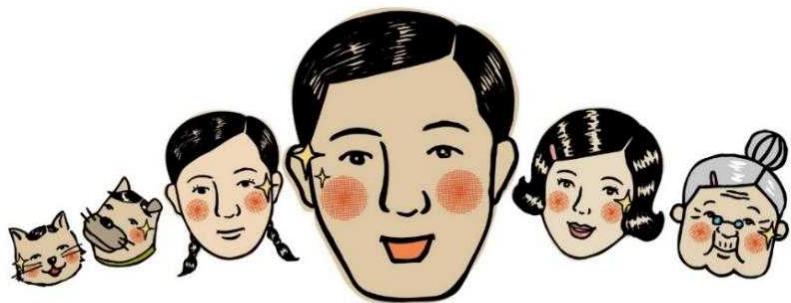


トメさん

再商品化製品(原料)の利用拡大に向け、
官民連携、**動静脈連携**で取り組む
(=サーキュラーエコノミーへの移行を推進する)必要がある

33

ご清聴ありがとうございました



仙台市ごみ減量・リサイクル推進キャラクター
ワケルくんファミリー



ワケルネット
仙台市ごみ減量・リサイクル
情報総合サイト